

グループホームけやき 運営規程

社会福祉法人
道南福祉ねっと

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人道南福祉ねっと（以下、「法人」という。）が設置するグループホームすみれ等（以下、「事業所」という。）が行う「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「法」という。）に基づく指定共同生活援助（介護サービス包括型）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた障害者又は障害児（以下、「利用者」という。）に対し適切な指定共同生活援助を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 次に掲げる方針に基づき、指定共同生活援助を提供するものとする。

1 利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ又は食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 自らが提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

3 事業所は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(主たる事業所の名称等)

第3条 主たる事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 グループホームけやき

(2) 所在地 北海道北斗市向野1丁目15番18号

(共同生活住居の名称、所在地、入居定員)

第4条 事業所の共同生活住居の名称、所在地、入居定員及び主たる対象者は次のとおりとする。

名称	所在地	入居定員
グループホームけやき	北海道 北斗市向野1丁目15番18号	8人
グループホームあさがお	北海道 亀田郡七飯町大川10丁目8番6号	5人
グループホームいちご	北海道 亀田郡七飯町本町2丁目25番9号	4人
グループホームかりん	北海道 亀田郡七飯町桜町2丁目2番17号	2人
グループホームひなた	北海道 亀田郡七飯町大中山2丁目34番26号	5人

グループホームあらた	北海道 亀田郡七飯町大中山2丁目2番34号	6人
------------	--------------------------	----

(定員の遵守)

第5条 事業所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する従業者の職種、員数は次のとおりとする。

職種	員数	備考
管理者	常勤1名	サービス管理責任者兼務
サービス管理責任者	常勤1名	管理者兼務・世話人/生活支援員兼務
栄養士	非常勤1名	世話人/生活支援員兼務
世話人	常勤16名・非常勤1名	生活支援員兼務
生活支援員	常勤16名・非常勤1名	世話人兼務
地域生活個移行別支援専門員	常勤1名	世話人/生活支援員兼務

2 管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行う。

3 サービス管理責任者は、次の業務を行う。

(1) 次条に規定する共同生活援助計画(以下、「個別支援計画等」という。)の作成等に関すること。

(2) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(3) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

(4) 指定生活介護事業所、指定就労移行支援事業所又は指定就労継続支援(B型)事業所等との連携及び調整並びに余暇活動について、利用者が自立した社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うこと。

(5) 他の従業者に対する技術指導又は助言を行うこと。

4 世話人は、食事その他の家事、生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の援助を行う。

5 生活支援員は、入浴、排せつ及び食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う。

(個別支援計画等の作成等)

第7条 管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画等の作成等に関する業務を担当させるものとする。

2 個別支援計画等の作成に当たっては、適正な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の把握をするものとする。

3 前項に規定する適切な支援内容の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者に面接して行うものとする。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

4 サービス管理責任者は、アセスメントの結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための取り組み課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画等の原案を作成するものとする。この場合には、当該事業所が提供する指定共同生活援助以外の福祉サービス等の利用も含めて個別支援計画等に位置付けるよう努めるものとする。

5 サービス管理責任者は、個別支援計画等の作成に係る会議（利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する個別支援計画等の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

7 サービス管理責任者は、個別支援計画等を作成した際には、当該個別支援計画等を利用者に交付するものとする。

8 サービス管理責任者は、個別支援計画等の作成後、少なくとも六月に一回以上定期的に、個別支援計画等の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて個別支援計画等の変更を行うものとする。

9 前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。

（1）定期的に利用者に面接すること。

（2）定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第1項から第7項までの規定は、第8項に規定する個別支援計画等の変更について準用する。

（指定共同生活援助の内容）

第8条 事業所で行う指定共同生活援助の内容は次のとおりとする。

（1）利用者に対する、調理その他の家事、生活等に関する相談及び助言並びに就労先その他関係機関との連絡その他の日常生活上の必要な援助

（2）利用者に対する、入浴、排せつ及び食事等の介及びその他の日常生活上の必要な介護

（利用者から受領する費用の額等）

第9条 指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から障害者総合支援法第29条第3項に規定する訓練等給付費の額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

月額固定費用

項目	ホーム名	月額
家賃	グループホームけやき	23,000円
	グループホームあさがお	12,000円 ~ 17,000円
	グループホームいちご	17,000円 ~ 18,000円
	グループホームかりん	23,000円
	グループホームひなた	20,000円
	グループホームあらた	23,000円 ~ 24,000円
光熱水費	各ホーム共通	15,000円
冬季暖房費		7,000円(10月~3月)
通信費		1,800円
日用品費		3,000円

日額費用

項目	ホーム名	日額
食材料費(朝)	各ホーム共通	250円
食材料費(昼)		300円
食材料費(夕)		450円

個別費用

サービスの種類	サービスの内容
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意をえて代行します。 ※資料の複写代カラーコピー1枚10円・モノクロ1枚5円 ※手続き・郵送費用等実費 ※預り金管理費/月額1,200円 ※その他
社会活動等	行事やレクリエーション等への参加にかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。 ※行事・レク参加費用実費及び止むを得ない車両使用の場合の実費、その他。

その他	<p>実習や体験利用等に係る実費経費や、緊急時の対応や個別対応時に係る費用等で負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。</p> <p>※個別利用費－実習及び体験利用、その他緊急的な施設利用に係る実費経費（上記日額費用と同等額）</p> <p>※事故等対応費－利用者の非による事故等対応経費実費</p> <p>※個別対応費－無料の通常送迎及び複数按分分対象業務を除く個別対応に係る実費経費</p> <p>※その他。</p>
-----	---

- 4 前項の費用のうち、月額固定費用については、入退所時に係る月を日割とする。
- 5 前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付するものとする。
- 6 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 7 第3項の費用のうち家賃について、生活保護受給及び市町村民税非課税世帯の利用者は補足給付により月額1万円までの家賃助成がある。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第10条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、喫煙等に係る規則等を遵守し、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす行動や言動を行ってはならないものとする。

（緊急時における対応）

第11条 事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害対策が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震等に対処するための計画を策定しておくものとする。

- 2 事業所は、前項の計画に基づいて、定期的に避難・救出訓練を行うものとする。

（苦情解決）

第13条 事業者は、提供した指定共同生活援助に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業者は、提供した指定共同生活援助に関し、障害者総合支援法第48条の規定により、

市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に、個人情報保護に鑑みつつ適切に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から適正な助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が、同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(支援体制の確保)

第 14 条 事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、指定生活介護事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援 B 型事業所等との連携その他の適切な支援体制を確保するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 法人及び事業所は、利用者の人権の保障、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、世話人等の従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(身体拘束に関する事項)

第 15 条の 2 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 身体拘束等の適正化について、指針の整備と併せ、法人の設置する虐待防止委員会にてその対策を検討するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るとともに、研修を実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 法人及び事業所は、世話人等の従業者の専門性向上のため研修（前条に規定する利用者の人権の保障、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次とおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

②継続研修 年 2 回

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

5 事業者は、事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他利用申

込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 8月17日から施行する。

この規程は、平成29年12月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 2月16日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。